

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている
- (3) 引当金の計上基準
徴収不能引当金一毎会計年度末において徴収不可能な債権を個別に判断し、当該債権を計上する

2. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人 勤労者退職金共済機構

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- 当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
 - (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
※当法人の事業区分は1つであるために作成していない。
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
※当法人の社会福祉事業における拠点区分は1つであるために作成していない。
 - (4) 泉寿の里特別養護老人ホーム拠点区分計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
 - (5) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している。
 - (6) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））
 - (7) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ①泉寿の里特別養護老人ホーム拠点（社会福祉事業）
 - ア 本部サービス区分
 - イ 特別養護老人ホームサービス区分
 - ウ ショートステイサービス区分
 - エ デイサービスセンターサービス区分
 - オ 地域生活支援センターサービス区分
 - カ ヘルパーステーションサービス区分
 - キ 居宅介護支援センターサービス区分
 - ク 生活支援ハウスサービス区分

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	188,209,945	0	0	188,209,945
建物	357,934,251	0	13,780,368	344,153,883
合 計	546,144,196	0	13,780,368	532,363,828

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

エアコン設備の交換に伴い、国庫補助金等特別積立金498,910円を取り崩した。

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	188,209,945円
建物（基本財産）	343,164,787円
計	531,374,732円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	117,513,000円
長期運営資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	120,960,000円
計	238,473,000円

法人名 : 社会福祉法人 やすらぎ福祉会

7.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	572,071,423	227,917,540	344,153,883
建物	264,053,703	202,416,982	61,636,721
構築物	19,218,674	16,796,122	2,422,552
車輛運搬具	7,504,916	5,986,320	1,518,596
器具及び備品	35,600,232	34,524,960	1,075,272
有形リース資産	14,143,248	6,910,153	7,233,095
合計	912,592,196	494,552,077	418,040,119

8.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	49,628,026	0	49,628,026
合計	49,628,026	0	49,628,026

9.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

10.関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

11.重要な偶発債務

該当する事項はない。

12.重要な後発事象

該当する事項はない。

13.合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当する事項はない。

14.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	0	0
長期前払費用からの振替額	303,594	305,960
貸借対照表計上額	303,594	305,960

(2) 施設整備等積立金

将来に発生が見込まれる施設整備等の建替え・取替え・整備・修繕のための財源として積立てるものであり、同額の積立資産を留保する。この積立金は理事会の承認により取り崩すものである。当年度は、前年度積立額48,000,000円のうち、エアコン設備の交換に係る費用として41,800,000円取り崩し、残額6,200,000円は、理事会決議をもって、大規模修繕のため再度積立を行った。なお、当年度より、毎期6,000,000円を限度額として積立を行うこととする。